

令和4年度 事業計画

新型コロナウイルス感染症の長期化により、バス業界は壊滅的な状況に追い込まれています。

しかしながら、ここに来て感染者数も減少傾向に転じ、まん延防止等重点措置も全ての都道府県で終了となり、更にはコロナワクチンの接種も確実に前進していることから、ようやく出口らしきものも見えつつある状況です。

長引くコロナ禍の早期収束とマスク不要の日常への復帰、併せて現在停止中のGoToトラベルキャンペーンの早期再開やインバウンド復活を期待するところですが、一方で緊迫の度合を高めるウクライナ情勢を背景とした原油高に加えて、円安が追い打ちをかける様々なコストアップと懸念材料は後を絶たない情勢です。

バス業界は、他業種との格差がますます広がった厳しい状況下での人手不足解消や働き方改革への対応、乗合分野では歯止めのかからない利用者減少、貸切分野では軽井沢スキーバス転落事故を受けての様々な安全対策への対応等々が求められており、これらはコロナ禍によっても掻き消されることはなく、引き続き各般の取組を進めることが求められています。

以上の情勢を踏まえ、当協会は会員事業者とともに、一人の脱落者を出すことなくバス事業を巡る様々な課題に迅速に対処し、事業の活性化と利用促進を図り、安全で安心な、地域住民に愛され親しまれる公共交通機関としての使命達成のために、ポストコロナを見据えて、バス事業の再建と発展に全力で取り組んで参ります。

1. 乗合バス事業関係

バスの利用を促進するため、引き続き以下の取組により、より多くの人々にバス事業の公共性・重要性及び環境面での啓発に努めます。

- (1) 「バスの日」（9月20日）を中心とした街頭PR
- (2) 小学校児童向け「バスの乗り方クリアファイル」の配布
- (3) 「バスの乗り方教室」の実施を通じた利用促進
- (4) 「みえ交通安全・環境フェスタ」等の各イベントを通じた利用促進

2. 貸切バス事業関係

安全風土の定着化に有効なセーフティーバスの認定取得事業者の拡大推進に資するべく「貸切バス事業者安全性評価認定取得推進事業」を継続します。

また、引き続き昇龍道プロジェクト推進協議会や三重県クルーズ振興連携協議会をはじめ空港会社など、観光振興に係る諸情報を積極的に収集し、各会員

への周知に努めます。

3. 事故防止・安全輸送対策関係

全ての事業者が事故防止対策、運輸安全マネジメントの定着をはじめとする安全・安心を最優先に、「バス事業における総合安全プラン2025」に掲げる目標達成に向けて、四半期毎に事故防止委員会を開催するとともに、以下のとおり取り組みます。

- (1) 軽井沢スキーバス転落事故を教訓に、利用客に対し、自らの安全への必要性と後部座席シートベルト着用義務の啓発に努めます。
- (2) バスの事故件数の多くを車内事故が占めており、また、全国的に骨折、脳挫傷等の重傷者が多いことから、バスが停車してから離席するなど、利用者に対しては「ゆとり乗降」を、運転者に対しては「ゆとり運転」による安全運行の徹底を図り車内事故防止に努めます。
- (3) 「飲酒運転防止対策マニュアル」に基づき、事故防止委員会を中心に飲酒運転防止のための万全の対策がとられるよう、また、「危険ドラッグ」についても、その危険性・悪質性について、併せて啓発活動に努めます。
- (4) 健康状態に起因する事故等を未然に防止するため、睡眠時無呼吸症候群（SAS）検査や脳検診の促進を図るとともに、高齢化が進む運転者の健康管理の充実に努めます。
- (5) テロ対策については、車内の見回り、近辺の巡回強化や「緊急時対応マニュアル」「バスジャック統一対応マニュアル」の周知徹底に努めます。

4. 運輸事業振興助成交付金事業

縮小する一方の事業予算の中にあっても、引き続き安全への投資に重点を置き、運輸事業振興助成交付金制度の趣旨に沿った適正な運用を図り、次の取組を柱にバス事業の振興を推進します。

- (1) 安全運行対策事業推進のため、「運転者適性診断」、「運行管理者講習」、「運輸安全マネジメント研修」、「安全運転研修」、「睡眠時無呼吸症候群検査」及び「脳検診」等への助成を継続します。
- (2) 「適正化事業実施機関負担金助成事業」（中部貸切バス適正化センターによる巡回指導実施に伴う各会員負担金への一部助成）を継続します。
- (3) 安全に不可欠なドライバー不足解消への対応として、中部バス協会と連携し、合同就職説明会等への必要な支援を実施します。
- (4) 「乗り方教室」や「みえ交通安全・環境フェスタ」等の各イベントの開催を通じて、バスの利用促進に努めます。

5. 各種委員会の活動

引き続き、乗合委員会、貸切委員会、事故防止委員会、環境対策委員会及び

交付金運営委員会を通じ、流動する諸問題に対処します。

6. バス運賃に関する適切な対応

運賃改定等があった際には、バス運賃への理解や貸切バス事業にあっては、現行の運賃・料金制度の利用者・旅行業界等への周知活動や適正運賃の収受に取り組めます。

7. 人材確保・育成対策

平成27年3月に発足した「中部バス事業人材確保・育成対策会議」に参画し、運輸当局や中部バス協会と連携を図りながら、人材の確保・育成対策に取り組めます。

また、会員会社のドライバー等、従事者の定着率やモチベーションを高めるべく、被表彰者への副賞提供を継続します。

8. 地震防災対策等への対応

地震防災対策については、協定を締結している三重県を軸に、関係各機関と連携・協力しながら取り組めます。

9. 広報活動の推進等

バスを安心してご利用いただくために、バスの換気性能等お客様の不安払拭を重点に次のとおり取り組めます。

- (1) 当協会のホームページにより、広く一般に対して、協会の活動状況やバス事業の現状について情報提供に努めます。
- (2) 9月20日の「バスの日」を中心に「みえ交通安全・環境フェスタ」等の各イベントを通じてバスの利用促進PRに努めます。

10. 公益法人としての対応

公益社団法人として、これにふさわしい各種事業を展開し、引き続き公益目的の事業の「地域交通及び地域間交通における輸送サービスの改善と充実を図り、地域社会の健全な発展に寄与し、かつ、バス事業の適正な運営及び健全な発展の促進に努め、もって公共の福祉の増進に資する」べく、目的達成に取り組めます。

以上。